

京都市伏見区久我御旅町南部住宅地区建築協定において、建築協定区域隣接地として定めた土地の所有者から、建築基準法（以下「法」といいます。）第 75 条の 2 第 2 項の規定に基づき当該建築協定に加入する旨の意思表示がありましたので、同条第 4 項において準用する法第 73 条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告します。

また、当該隣接地を建築協定区域に変更した図書を、法第 75 条の 2 第 4 項において準用する法第 73 条第 3 項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成 22 年 4 月 14 日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市伏見区久我御旅町南部住宅地区建築協定

2 新たに建築協定区域となった土地の地名地番

京都市伏見区久我御旅町 4 番 46, 4 番 76 及び 4 番 82

3 意思の表示があった日

平成 22 年 3 月 30 日

(都市計画局建築指導部建築指導課)